

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第47条に基づいて、特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会（以下「友の会」という）が職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条に定める職員について適用する。パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事するものについては適用しない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 諸手当

ア 管理職手当 イ 住居手当 ウ 通勤手当 エ 待受手当 オ 特別手当
カ 時間外勤務手当 ク 休日勤務手当 ケ 深夜勤務手当

第2章 賃金の計算および支払い

(計算期間及び支払日)

第4条 給与は、当月1日より当月末日までの分を当月15日までに支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当については、当月1日より当月末日までの分を翌月15日までに支給する。

(支払原則及び控除)

第5条 賃金は通貨で、または銀行振込にて(職員の同意を得て本人の銀行口座に)直接、全額を支払う。

2 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際、控除する。

(1) 所得税 (2) 住民税 (3) 雇用保険料
(4) 健康保険料 (5) 厚生年金保険料 (6) 職員代表との協定で定めたもの

(賃金の日割計算)

第6条 賃金計算期間の途中において、雇い入れ又は退職した場合の賃金は次の計算により支給する。

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \frac{\text{賃金計算期間における在籍暦日数}}{\text{在籍暦日数}}$$

(欠勤・遅刻等)

第7条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給及び諸手当は支給しない。

(休職者の賃金)

第8条 就業規則第12条により休職を命ぜられた期間に対する基本給及び諸手当は支給しない。
(特別休暇等の賃金)

第9条 就業規則第34条から第37条で定める年次有給休暇、第38条から第40条の特別休暇のすべて、第41条と第42条の特別休暇のうちの一部については、これを出勤したものとして取り扱い、通常賃金を支給する。

2 就業規則第43条から第48条に定める休暇、対象時間および休業期間については、無給とする。

(法定内時間外勤務手当の計算)

第10条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、友の会が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定労働時間内の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(2) 法定労働時間外の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第11条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、友の会が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定休日の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第12条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(適用除外)

第13条 第10条、第11条の規程は管理職には適用しない。また、裁量労働の対象者には第10条の規程は適用しない。

第3章 基本給

(給与等級)

第14条 職員に以下の給与等級を置く。

- (1) 管理職 (2) 主任職 (3) 専任職
 (4) 一般上級職 (5) 一般中級職 (6) 一般初級職

(基本給)

第15条 基本給は、給与等級別の範囲給とし、その額は次表に定める。

給与等級	下限額	上限額	給与等級	下限額	上限額
一般初級職	170,000円	190,000円	専任職	210,000円	230,000円
一般中級職	190,000円	210,000円	主任職	220,000円	250,000円
一般上級職	200,000円	220,000円	管理職	280,000円	320,000円

(昇給)

第16条 昇給は、基本給について原則として年1回毎年4月に行うこととする。ただし、友の会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合は、昇給をしないか、または降給することがある。

2 新基本給は、以下のとおりとする。

新基本給 = 3月31日現在の基本給 + 4月1日現在の給与等級別昇給額

3 給与等級別昇給額は、次表の給与等級別基準額に対して加算・減算を行って決定することとし、その額については毎年友の会の事業実績、世間水準、物価水準を勘案して定める。

給与等級	基準額	給与等級	基準額
一般初級職	1,000円	専任職	1,300円
一般中級職	1,100円	主任職	1,500円
一般上級職	1,200円	管理職	1,800円

4 現基本給に昇給額を加算した額が、その職員の属する給与等級の下限額に満たない場合は下限額を新基本給とし、上限額を超える場合は上限額を新基本給とする。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第16条 管理職以上の職位にある職員には、給料月額額の100分の8から100分の25の範囲で管理職手当を支給する。

(住居手当)

第17条 世帯主等の職員のうち、満40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている者に8,500円を支給する。

(通勤手当)

第18条 通勤に要する交通費として、最も経済的かつ合理的な方法により通勤した場合にかかる費用について、次のとおり通勤手当を支給する。ただし、上限額を月額30,000円とする。

- (1) 公共交通機関を利用する場合 1カ月分の定期券代相当額
 - (2) 徒歩、自転車等による場合(2キロメートル以上) 月額3,000円
- 2 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続きを経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。
- 3 入退社などの理由により、支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割り計算した場合と、1か月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

(待受手当)

第19条 自宅において友の会が貸与する携帯電話を所持し、友の会の営業時間外の緊急連絡に対応する職員に対して、次の通り待受手当を支給する。

(1) 月10泊以上 月額10,000円

(2) 月10泊未満 1泊1,000円

2 第16条の管理職手当を支給されている者には、待受手当は支給しない。

(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)

第19条 業務上の都合により時間外勤務、休日勤務および深夜勤務を行った場合には、第10条から第12条に定める計算式を使って当該手当を算出し支給する。

(臨時に支払われる手当)

第20条 友の会は、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

第5章 賞与

(賞与の支給)

第21条 賞与は、原則として毎年7月および12月に友の会の業績に応じて支給する。ただし、友の会の業績の著しい低下、その他やむを得ない事情がある場合には支給しないことがある。

(賞与の支払日及び算定期間)

第22条 賞与の支払日及び算定期間は、次のとおりとする。

支払日	算定期間
6月30日	12月1日～5月31日
12月10日	6月1日～11月30日

(賞与の算定基準)

第23条 賞与の算定基準は、当該算定期間におけるその者の勤務成績・出勤率・貢献度等を総合的に勘案のうえ各人ごとに決定支給する。

(賞与の支給条件)

第22条 賞与の支給条件は、算定対象期間の全期間を勤務した者を対象とする。

2 賞与は、支給日当日に在籍している者を対象として支給する。

附 則

(施行日)

本規程は、平成18年3月30日より施行する。

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

本規程は、平成27年4月1日より施行する。

本規程は、平成31年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

パートタイマー賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、パートタイマー就業規則(以下「規則」と言う)第18条に基づいて、パートタイマーの給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第6条の規定により雇い入れられたパートタイマーに適用する。

(賃金の構成)

第3条 賃金は、次に定める区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 諸手当

(賃金の形態)

第4条 賃金の支払形態は、時間給制とする。

(賃金の体系)

第5条 賃金の体系は、基本給および諸手当とし、別表1のとおりとする。

第2章 賃金の計算および支払い

(計算期間及び支払日)

第6条 賃金は、毎月1日より当月末日までの分を翌月15日に支給する。

2 前項の賃金支給日が休日にあたるときは、前日に繰り上げて支払う。

(支払原則及び控除)

第7条 賃金は通貨で、または銀行振込にて(パートタイマーの同意を得て本人の銀行口座に)直接、パートタイマーに全額支払う。ただし、次に掲げるものは、支払の際、控除する。

(1) 所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料等法令で定められているもの

(欠勤・遅刻等)

第8条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などによる不就労の場合は、その相当額を支給しない。

2 遅刻・早退・私用外出等の場合に所定労働時間の終業時刻をその時間相当分繰り下

げることにより、所定労働時間勤務することができる。

第3章 基本給および更改

(基本給)

第9条 基本給は、各人の職務の内容、能力、経験、年齢等を考慮のうえ各人ごとに雇用契約により決定支給する。

(更改)

第10条 パートタイマーの更改(昇給等)は、会社の業績および本人の技能、勤務成績等を考慮し、原則として契約更新時に行う。

第4章 諸手当

(諸手当)

第11条 手当の種類および支給基準は、別表2のとおりとする。

第5章 賞与

(賞与の支給)

第12条 パートタイマーには、原則として賞与を支給しない。

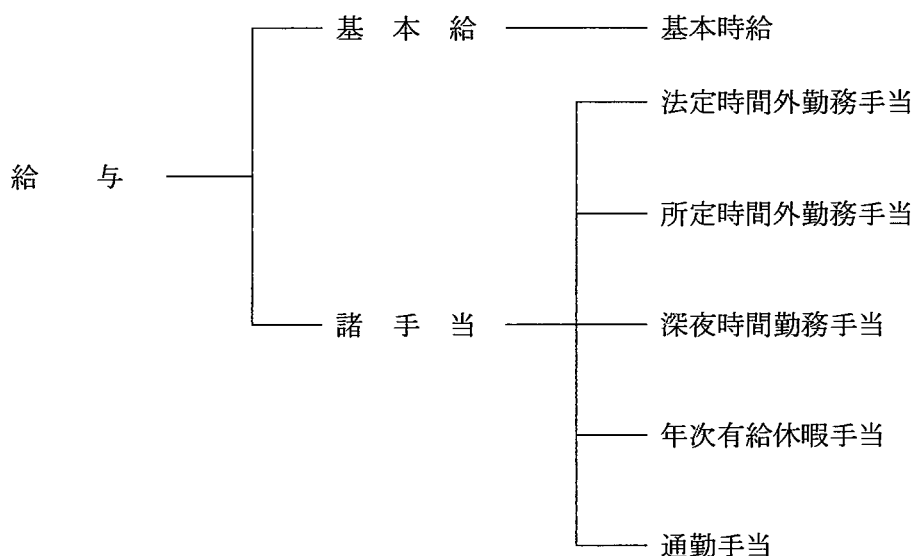
附則

(実施日)

本規程は、平成18年3月30日より実施する。

本規程は、平成27年4月1日より実施する。

(別表 1)



(別表 2)

手 当	定 義
法定時間外勤務手当	1日の労働時間が8時間を超えた場合、法定時間を超える時間については、法令に定める割増率により法定時間外勤務手当を支給する。
所定時間外勤務手当	その者の雇用契約による所定労働時間を超えて勤務した時間で、法定時間外勤務とされた時間以外の勤務に対して、基本給と同額の所定時間外勤務手当を支給する。
深夜時間勤務手当	午後10時以降、午前5時までの間に勤務した場合につき法令で定める割増率により深夜時間勤務手当を支給する。
年次有給休暇手当	パートタイマー就業規則第20条のとおり、年次有給休暇を取得した場合、通常所定労働時間勤務した場合と同額を支給する。
通勤手当	最も経済的な通常の経路および方法による交通機関を利用して通勤する者で、所定の届出をした者に対して30,000円を限度として実費相当額を支給する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	568,000 円
賛助会員受取会費	1,480,000 円
受取寄附金	3,022,085 円
東京都補助金等	122,663,650 円
八王子市補助金等	7,728,200 円
その他助成金等	1,113,427 円
通訳・介助者の派遣に関する事業収益	2,042,465 円
通訳・介助者の養成に関する事業収益	1,103,033 円
盲ろう者の自立支援、社会参加促進及び広報啓発に関する事業収益	1,572,546 円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び特定相談支援に関する事業収益	41,759,194 円
介護保険法に基づく居宅サービスに関する事業収益	999,155 円
児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する事業収益	0 円
自動販売機運営事業収益	992,355 円
受取利息	541 円
その他	45,466 円
合 計	185,090,117 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
156	63,671,999円

(別紙1-1)

書籍販売価格一覧

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

書籍名	対面販売価格	郵送販売価格	著者	出版年
指点字ガイドブック	¥1,400	¥1,510	東京盲ろう者友の会	2012
盲ろう者の移動介助(1~9冊)	¥500	¥540	前田晃秀	2008
(10冊~)	¥400	¥430		
DVDもうろうをいきる	¥4,104	¥4,104		2017
てのひらから広がる未来	¥1,200	¥1,296	荒美有紀	2015
ことばは光	¥1,300	¥1,404	福島智	2016
光と音のない世界で 福島智物語	¥1,400	¥1,510	池田まき子	2014
めだかの学校の仲間たち	¥1,800	¥1,940	山岸康子	2012
盲ろう者として生きて	¥2,900	¥3,130	福島智	2011
生きるって人とつながることだ	¥1,600	¥1,725	福島智	2010
ゆびさきの宇宙	¥1,800	¥1,940	生井久美子	2009
さとしわかるか	¥1,600	¥1,725	福島令子	2009
コミック版 指先で紡ぐ愛	¥390	¥420	森尾里奈	2004
指先で紡ぐ愛	¥1,500	¥1,620	光成沢美	2003
盲ろう者とノーマライゼーション	¥2,800	¥3,020	福島智	1997
自然と技術	¥1,100	¥1,185	小島純郎	2001
障害学生の贈り物	¥1,600	¥1,725	小島純郎	1996
共に学び共に生きる	¥1,600	¥1,725	小島純郎	1994
ゆびで聴く	¥2,380	¥2,570	小島純郎・塩谷治	1988

(別紙1-2)

書籍販売価格一覧

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

書籍名	対面販売価格	郵送販売価格	著者	出版年
指点字ガイドブック	¥1,400	¥1,450	東京盲ろう者友の会	2012
盲ろう者の移動介助(1~9冊)	¥500	¥550	前田晃秀	2008
(10冊~)	¥400	¥440		
DVDもうろうをいきる	¥4,180	¥4,180		2017
てのひらから広がる未来	¥1,200	¥1,320	荒美有紀	2015
ことばは光	¥1,300	¥1,430	福島智	2016
光と音のない世界で 福島智物語	¥1,400	¥1,540	池田まき子	2014
めだかの学校の仲間たち	¥1,800	¥1,980	山岸康子	2012
盲ろう者として生きて	¥2,900	¥3,080	福島智	2011
生きるって人とつながることだ	¥1,600	¥1,760	福島智	2010
ゆびさきの宇宙	¥1,800	¥1,980	生井久美子	2009
さとしわかるか	¥1,600	¥1,760	福島令子	2009
指先で紡ぐ愛	¥1,500	¥1,650	光成沢美	2003
盲ろう者とノーマライゼーション	¥2,800	¥3,080	福島智	1997
自然と技術	¥1,100	¥1,210	小島純郎	2001
障害学生の贈り物	¥1,600	¥1,760	小島純郎	1996
共に学び共に生きる	¥1,600	¥1,760	小島純郎	1994
ゆびで聴く	¥2,380	¥2,618	小島純郎・塩谷治	1988

(別紙2)

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会
通訳・介助謝金基準表
(官公庁・企業及び団体向け)

2012年1月20日現在

当会に下記の依頼主、内容で通訳・介助依頼があった場合、依頼主からの通訳・介助謝金を以下の基準でお願いしております。

(1) 依頼主

行政機関、公的機関、企業、民間団体 等

(2) 依頼内容

盲ろう者(視覚・聴覚重複障害者)の通訳・介助

(3) 謝金基準額

(盲ろう者1名につき)

～1時間	～2時間	～3時間	3時間～
¥12,000	¥16,000	¥20,000	1時間毎に ¥4,000加算

※上記の料金には、通訳・介助者謝金、通訳・介助者交通費、コーディネート料が含まれます。

※30分未満は切り捨て、30分以上は業務延長となります。

【通訳・介助者の人数】

原則として2名の通訳・介助者を派遣いたします。ただし、比較的負担の少ない業務内容の場合は、1名のみ派遣することもございます(例：会場までの送迎、食事等)。

※1名派遣の場合、上記の基準額よりも割り引いた料金となります。

【送迎】

盲ろう者は目と耳に障害があるため、現地での通訳・介助だけでなく、自宅と会場間の送迎に関しても、通訳・介助者の支援が必要となります。つきましては、送迎の時間分の通訳・介助謝金もご負担いただけますよう、お願いいたします。

(別紙2)

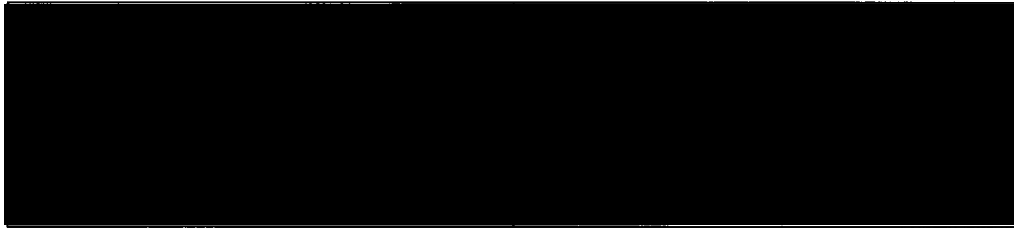
【依頼キャンセル】

依頼をキャンセルする場合、速やかに当会事務所までご連絡ください。

※直前のキャンセルの場合、お見積金額の一部もしくは全額ご請求させていただく場合がございます。予めご了承ください。

(4) 謝金支払い方法

下記口座にお振込み下さい。



※本表はあくまでも基準を示したものです。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル 2階

TEL 03-3864-7003

FAX 03-3864-7004

E-mail tokyo-db@tokyo-db.or.jp

(別紙3)

イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2019/4/8	1,200	書籍販売
			2019/5/2	400	書籍販売
			2019/5/5	400	書籍販売
			2019/5/6	400	書籍販売
			2019/5/7	400	書籍販売
			2019/5/7	400	書籍販売
			2019/5/7	400	書籍販売
			2019/5/7	400	書籍販売
			2019/5/8	400	書籍販売
			2019/5/9	400	書籍販売
			2019/5/20	4,104	書籍販売
			2019/5/31	400	書籍販売
			2019/6/28	4,104	書籍販売
			2019/8/19	1,400	書籍販売
			2019/8/19	1,400	書籍販売
			2019/8/19	1,400	書籍販売
			2019/9/14	1,510	書籍販売
			2019/9/20	400	書籍販売
			2019/11/11	3,190	書籍販売
			2019/12/5	1,200	書籍販売
			2019/12/10	4,180	書籍販売
			2019/12/11	2,400	書籍販売
			2019/12/24	1,200	書籍販売
			2020/1/15	1,400	書籍販売
			2020/1/15	1,400	書籍販売
			2020/1/15	1,400	書籍販売
			2020/3/19	4,180	書籍販売

ハ 役務の提供

ID	取引先の氏名等 法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
117			2019/8/1,2020/2/19	20,000	委員
31			2019/10/16	14,000	協力謝金
804			2019/10/16	14,000	協力謝金
23			2019/7/28-2019/9/23	51,000	講師
31			2019/7/14-2019/12/25	99,000	講師
53			2019/7/14-2019/12/11	36,000	講師
67			2019/7/14-2020/2/19	189,000	講師
72			2019/12/4	15,500	講師
73			2019/9/16-2019/12/25	63,000	講師
74			2019/6/2-2019/11/13	165,000	講師
83			通年	105,000	講師
93			通年	60,000	講師
94			2019/6/11,2020/1/14	7,500	講師
102			2019/6/2-2019/11/8	108,000	講師
120			2019/7/14-2019/9/8	27,000	講師
804			2019/6/2-2020/2/19	261,500	講師
17009			2019/6/2-2019/12/25	137,500	講師
17026			2019/9/8	7,500	講師
17114			2019/6/9,2019/6/15	35,000	講師
17125			2019/12/4	7,500	講師
17136			2019/7/14-2019/12/11	22,500	講師
17144			2019/6/15,2019/6/22	35,000	講師
17152			2019/6/2-2019/12/25	32,500	講師
17159			2019/7/28-2019/9/23	42,500	講師
17192			2019/7/14-2019/12/11	22,500	講師
17201			2019/7/14-2019/12/11	50,000	講師
17219			2019/7/14-2020/2/19	145,000	講師
17258			2019/9/29	7,500	講師
17297			2019/11/6-2020/1/29	68,000	講師
17337			2019/9/16	17,500	講師
17345			2019/6/15-2019/12/4	67,500	講師
17416			2019/6/2,2019/10/30	15,000	講師
17429			2019/11/2,2019/11/8	35,000	講師
17439			2019/6/15-2019/12/18	52,500	講師
17443			2019/6/8-2019/9/1	50,000	講師
17443			2019/11/6	17,500	講師
17444			2019/6/2-2019/11/10	102,500	講師

ID	取引先の氏名等 法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
17447			2019/9/23	17,500	講師
18088			2019/9/1-2020/2/19	22,500	講師
17001			通年	119,500	手話等通訳
17003			通年	385,500	手話等通訳
17005			通年	906,000	手話等通訳
17009			通年	919,500	手話等通訳
17010			通年	327,000	手話等通訳
17023			通年	16,500	手話等通訳
17024			通年	27,000	手話等通訳
17026			通年	542,500	手話等通訳
17029			通年	52,500	手話等通訳
17031			通年	24,000	手話等通訳
17032			通年	49,500	手話等通訳
17034			通年	111,000	手話等通訳
17037			通年	376,500	手話等通訳
17038			通年	111,000	手話等通訳
17040			通年	1,174,500	手話等通訳
17041			通年	112,500	手話等通訳
17046			通年	252,000	手話等通訳
17047			通年	226,500	手話等通訳
17052			通年	12,000	手話等通訳
17053			通年	304,500	手話等通訳
17056			通年	471,000	手話等通訳
17062			通年	4,500	手話等通訳
17063			通年	283,500	手話等通訳
17066			通年	610,500	手話等通訳
17075			通年	27,000	手話等通訳
17076			通年	6,000	手話等通訳
17078			通年	69,000	手話等通訳
17082			通年	298,500	手話等通訳
17085			通年	46,500	手話等通訳
17087			通年	10,500	手話等通訳
17088			通年	2,203,000	手話等通訳
17089			通年	271,500	手話等通訳
17090			通年	240,000	手話等通訳
17093			通年	312,000	手話等通訳
17097			通年	42,000	手話等通訳
17098			通年	573,000	手話等通訳

ID	取引先の氏名等 法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
17099			通年	991,500	手話等通訳
17101			通年	118,500	手話等通訳
17105			通年	247,500	手話等通訳
17110			通年	61,500	手話等通訳
17114			通年	199,500	手話等通訳
17116			通年	664,500	手話等通訳
17118			通年	480,000	手話等通訳
17121			通年	187,500	手話等通訳
17122			通年	108,000	手話等通訳
17124			通年	427,500	手話等通訳
17125			通年	339,000	手話等通訳
17126			通年	148,500	手話等通訳
17129			通年	6,000	手話等通訳
17130			通年	126,000	手話等通訳
17136			通年	543,000	手話等通訳
17143			通年	762,000	手話等通訳
17144			通年	176,000	手話等通訳
17145			通年	195,000	手話等通訳
17147			通年	169,800	手話等通訳
17149			通年	46,500	手話等通訳
17152			通年	697,500	手話等通訳
17154			通年	46,500	手話等通訳
17159			通年	243,000	手話等通訳
17163			通年	34,500	手話等通訳
17165			通年	417,000	手話等通訳
17166			通年	34,500	手話等通訳
17166			通年	180,000	手話等通訳
17168			通年	432,000	手話等通訳
17172			通年	75,000	手話等通訳
17173			通年	27,000	手話等通訳
17176			通年	34,500	手話等通訳
17178			通年	30,000	手話等通訳
17181			通年	31,500	手話等通訳
17183			通年	103,500	手話等通訳
17183			通年	48,000	手話等通訳
17184			通年	19,500	手話等通訳
17185			通年	165,000	手話等通訳
17187			通年	217,500	手話等通訳

ID	取引先の氏名等 法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
17190			通年	144,000	手話等通訳
17192			通年	901,500	手話等通訳
17196			通年	37,500	手話等通訳
17200			通年	12,000	手話等通訳
17201			通年	349,500	手話等通訳
17204			通年	84,000	手話等通訳
17205			通年	312,000	手話等通訳
17206			通年	15,000	手話等通訳
17212			通年	73,500	手話等通訳
17213			通年	109,500	手話等通訳
17214			通年	42,000	手話等通訳
17216			通年	45,000	手話等通訳
17219			通年	553,500	手話等通訳
17220			通年	80,000	手話等通訳
17221			通年	94,500	手話等通訳
17227			通年	93,000	手話等通訳
17228			通年	150,000	手話等通訳
17237			通年	403,500	手話等通訳
17238			通年	3,000	手話等通訳
17246			通年	814,500	手話等通訳
17247			通年	88,500	手話等通訳
17248			通年	60,000	手話等通訳
17249			通年	312,000	手話等通訳
17250			通年	82,500	手話等通訳
17256			通年	57,500	手話等通訳
17257			通年	66,000	手話等通訳
17258			通年	22,500	手話等通訳
17259			通年	796,500	手話等通訳
17260			通年	60,000	手話等通訳
17262			通年	36,000	手話等通訳
17264			通年	3,000	手話等通訳
17265			通年	148,500	手話等通訳
17266			通年	160,500	手話等通訳
17267			通年	111,000	手話等通訳
17272			通年	39,000	手話等通訳
17274			通年	933,000	手話等通訳
17277			通年	7,500	手話等通訳
17279			通年	165,000	手話等通訳

ID	取引先の氏名等法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
17280			通年	397,500	手話等通訳
17281			通年	54,000	手話等通訳
17283			通年	937,500	手話等通訳
17284			通年	475,500	手話等通訳
17285			通年	906,000	手話等通訳
17287			通年	619,500	手話等通訳
17289			通年	547,500	手話等通訳
17290			通年	61,500	手話等通訳
17292			通年	184,500	手話等通訳
17293			通年	332,500	手話等通訳
17297			通年	525,000	手話等通訳
17299			通年	63,000	手話等通訳
17302			通年	39,000	手話等通訳
17303			通年	148,500	手話等通訳
17305			通年	460,500	手話等通訳
17308			通年	79,500	手話等通訳
17309			通年	127,500	手話等通訳
17310			通年	1,056,000	手話等通訳
17311			通年	288,000	手話等通訳
17314			通年	30,000	手話等通訳
17317			通年	22,500	手話等通訳
17319			通年	30,000	手話等通訳
17323			通年	37,500	手話等通訳
17329			通年	7,500	手話等通訳
17331			通年	122,500	手話等通訳
17334			通年	18,000	手話等通訳
17335			通年	228,000	手話等通訳
17337			通年	237,000	手話等通訳
17338			通年	73,000	手話等通訳
17339			通年	252,000	手話等通訳
17344			通年	43,500	手話等通訳
17345			通年	261,000	手話等通訳
17352			通年	546,500	手話等通訳
17355			通年	199,500	手話等通訳
17358			通年	43,500	手話等通訳
17359			通年	442,500	手話等通訳
17360			通年	133,500	手話等通訳
17369			通年	3,000	手話等通訳

ID	取引先の氏名等 法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
17370			通年	82,500	手話等通訳
17371			通年	880,500	手話等通訳
17372			通年	187,500	手話等通訳
17376			通年	472,500	手話等通訳
17377			通年	159,000	手話等通訳
17382			通年	57,000	手話等通訳
17387			通年	739,500	手話等通訳
17389			通年	94,500	手話等通訳
17395			通年	99,000	手話等通訳
17402			通年	750,000	手話等通訳
17404			通年	108,000	手話等通訳
17405			通年	831,000	手話等通訳
17406			通年	268,500	手話等通訳
17407			通年	9,000	手話等通訳
17408			通年	93,000	手話等通訳
17409			通年	499,500	手話等通訳
17410			通年	67,500	手話等通訳
17411			通年	811,500	手話等通訳
17412			通年	337,500	手話等通訳
17416			通年	419,200	手話等通訳
17418			通年	864,000	手話等通訳
17421			通年	46,500	手話等通訳
17424			通年	31,500	手話等通訳
17425			通年	16,500	手話等通訳
17426			通年	133,500	手話等通訳
17427			通年	150,000	手話等通訳
17428			通年	954,000	手話等通訳
17429			通年	507,000	手話等通訳
17430			通年	388,500	手話等通訳
17433			通年	283,500	手話等通訳
17435			通年	264,000	手話等通訳
17436			通年	18,000	手話等通訳
17437			通年	51,000	手話等通訳
17438			通年	1,149,000	手話等通訳
17439			通年	879,000	手話等通訳
17441			通年	19,500	手話等通訳
17443			通年	142,500	手話等通訳
17443			通年	113,000	手話等通訳

ID	取引先の氏名等 法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
17444			通年	1,148,200	手話等通訳
17445			通年	16,500	手話等通訳
17447			通年	754,500	手話等通訳
17450			通年	160,000	手話等通訳
17452			通年	196,500	手話等通訳
17453			通年	871,500	手話等通訳
17458			通年	367,500	手話等通訳
17461			通年	45,000	手話等通訳
18015			通年	15,000	手話等通訳
18020			通年	103,500	手話等通訳
18023			通年	421,500	手話等通訳
18028			通年	78,000	手話等通訳
18030			通年	360,000	手話等通訳
18032			通年	1,185,000	手話等通訳
18033			通年	490,500	手話等通訳
18035			通年	85,500	手話等通訳
18038			通年	172,500	手話等通訳
18042			通年	133,000	手話等通訳
18045			通年	66,000	手話等通訳
18049			通年	115,500	手話等通訳
18050			通年	94,500	手話等通訳
18069			通年	6,000	手話等通訳
18072			通年	280,500	手話等通訳
18074			通年	34,500	手話等通訳
18088			通年	140,500	手話等通訳
19012			通年	19,500	手話等通訳
19015			通年	42,000	手話等通訳
19016			通年	19,500	手話等通訳
19019			通年	85,500	手話等通訳
19023			通年	9,000	手話等通訳
19033			通年	39,000	手話等通訳
19036			通年	447,000	手話等通訳
19039			通年	489,000	手話等通訳
19058			通年	27,000	手話等通訳

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の用途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	2019年4月1日～2020年3月31日	8人	0人	0%	0人	0%
㊹	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㊺	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㊻	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㊼	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

										就任 2019年 9月15 日 退任
後藤 圭子		監事		○						2019年 12月6 日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	社会保険労務システム (ARDIO) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
書籍管理簿	エクセル使用 データ管理	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	チェック欄
-----	---------------------	-------

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		○				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center; width:50%;"><input checked="" type="radio"/> する</td> <td style="text-align:center; width:50%;"><input type="radio"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同 意						
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
へ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

② 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>